
プロジェクト LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い

項目 本日の審議の概要

本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご審議頂く事項の概要について説明することを目的としている。

本日の審議事項

2. 2014 年 7 月の金融安定理事会（FSB）による提言に基づく金利指標改革（以下「金利指標改革」という。）が進められる中、ロンドン銀行間取引金利（London Interbank Offered Rate。以下「LIBOR」という。）の公表が 2021 年 12 月末に恒久的に停止されることとなり、後継の金利指標への置換えを余儀なくされることが見込まれた。
3. 金利指標改革に起因する LIBOR の置換えは、企業自身の意思決定に基づくものではなく、企業からみると不可避免的に生じる事象である。この点、ヘッジ会計の適用に関して、金利指標改革の影響のみに起因して、金融商品会計基準等¹の定めに従い、その適用を中止又は終了し、損益を認識することに対する懸念が多く聞かれたため、適切な適用範囲を定め、たうえでヘッジ会計の適用に関する特例的な取扱いを定めることが必要であると考え、実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（以下「実務対応報告第 40 号」という。）を公表することとした。
4. ここで、2022 年 3 月の実務対応報告第 40 号の改正した時点においても、米ドル建 LIBOR 及びそれ以外の通貨建ての LIBOR に関する不確実性が完全になくなったということでもないため、金利指標置換え後の取扱いについて再度確認を行う時期を 1 年後に限定せず、将来必要な場合には改めて確認を行うこととしていた。
5. 本日の企業会計基準委員会では、実務対応報告第 40 号に関して、金利指標置換え後の取扱いに対する追加的な対応に関するご意見及び関係者のニーズについて伺う

¹ 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する Q&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

ことを予定している（審議事項(3)-2）。

以 上